

議案第48号

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則

川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（宅配による貸出しの試行的実施）

- 3 図書館は、令和3年度において、宅配による貸出しを試行的に実施するものとする。この場合におけるこの規則の適用については、第9条ただし書中「身体障害者等」とあるのは「教育長が別に定める者」と、第10条中「身体障害者等宅配貸出し」とあるのは「試行的な宅配による貸出し」と、「5点以内」とあるのは「10点以内」とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

制 定 理 由

令和3年度において、図書館資料の宅配による貸出しを試行的に実施するため、この規則を制定するものである。

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○ 川崎市立図書館規則 平成2年教委規則第15号</p>	<p>○ 川崎市立図書館規則 平成2年教委規則第15号</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>
<p>第2条 図書館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p>	<p>第2条 図書館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p>
<p>(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。</p>	<p>(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。</p>
<p>(2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。</p>	<p>(2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。</p>
<p>(3) 配本所及び自動車文庫を運営すること。</p>	<p>(3) 配本所及び自動車文庫を運営すること。</p>
<p>(4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p>	<p>(4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p>
<p>(5) 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。</p>	<p>(5) 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。</p>
<p>(6) 学校図書館、他図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び他図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。</p>	<p>(6) 学校図書館、他図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び他図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。</p>
<p>第3条～第8条 略</p>	<p>第3条～第8条 略</p>
<p>(貸出カードの提示)</p>	<p>(貸出カードの提示)</p>
<p>第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出カードを提示しなければならない。ただし、身体障害者等で宅配による貸出しを受けようとする者は、この限りでない。</p>	<p>第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出カードを提示しなければならない。ただし、身体障害者等で宅配による貸出しを受けようとする者は、この限りでない。</p>

改正後

改正前

(貸出区分等)

第10条 図書館資料の貸出区分、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。

貸出区分	数量		期間
	図書資料	視聴覚資料	
個人貸出し	図書館貸出し	合計で10点以内	貸出日から15日以内
	自動車文庫貸出し		2週間以後の最初の巡回日まで
	身体障害者等宅配貸出し	5点以内	15日以内（宅配期間を除く。）
団体貸出し	500点以内		貸出日から100日以内

(図書館資料の貸出制限)

第11条 図書館資料のうち、次の各号に掲げるものは、貸出しをしない。ただし、図書館長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 郷土資料、貴重図書、地図、辞書・事典及び目録類
- (2) 新聞、雑誌（最新号に限る。）、官公報、統計及び年鑑類
- (3) 著作権上の制約のあるもの
- (4) その他図書館長が貸出しを不相当と認めるもの

(報告)

第12条 団体貸出しを受けた者が、図書館資料を返却する場合には、当該貸出しを受けた図書館資料の利用状況を図書館長に報告しなければならない。

(督促)

第13条 図書館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後、

(貸出区分等)

第10条 図書館資料の貸出区分、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。

貸出区分	数量		期間
	図書資料	視聴覚資料	
個人貸出し	図書館貸出し	合計で10点以内	貸出日から15日以内
	自動車文庫貸出し		2週間以後の最初の巡回日まで
	身体障害者等宅配貸出し	5点以内	15日以内（宅配期間を除く。）
団体貸出し	500点以内		貸出日から100日以内

(図書館資料の貸出制限)

第11条 図書館資料のうち、次の各号に掲げるものは、貸出しをしない。ただし、図書館長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 郷土資料、貴重図書、地図、辞書・事典及び目録類
- (2) 新聞、雑誌（最新号に限る。）、官公報、統計及び年鑑類
- (3) 著作権上の制約のあるもの
- (4) その他図書館長が貸出しを不相当と認めるもの

(報告)

第12条 団体貸出しを受けた者が、図書館資料を返却する場合には、当該貸出しを受けた図書館資料の利用状況を図書館長に報告しなければならない。

(督促)

第13条 図書館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後、

改正後	改正前
<p>返却しない場合は、書面、電話等で督促を行うものとする。</p> <p>(貸出停止等)</p> <p>第14条 図書館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後、図書館資料を返却しない場合は、一定の期間貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。</p> <p>(紛失等の届出)</p> <p>第15条 図書館資料を閲覧し、又は貸出しを受けた者が、当該図書館資料を破損又は紛失したときは、速やかにその旨を職員に届け出て、その指示に従わなければならない。</p> <p>第16条～第20条 略</p> <p>(様式)</p> <p>第21条 この規則の施行について必要な書類の様式は、別に定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この改正規則は、平成2年7月1日から施行する。</p> <p>(川崎市立図書館規則の廃止)</p> <p>2 川崎市立図書館規則(昭和56年川崎市教育委員会規則第3号)は、廃止する。</p>	<p>返却しない場合は、書面、電話等で督促を行うものとする。</p> <p>(貸出停止等)</p> <p>第14条 図書館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後、図書館資料を返却しない場合は、一定の期間貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。</p> <p>(紛失等の届出)</p> <p>第15条 図書館資料を閲覧し、又は貸出しを受けた者が、当該図書館資料を破損又は紛失したときは、速やかにその旨を職員に届け出て、その指示に従わなければならない。</p> <p>第16条～第20条 略</p> <p>(様式)</p> <p>第21条 この規則の施行について必要な書類の様式は、別に定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この改正規則は、平成2年7月1日から施行する。</p> <p>(川崎市立図書館規則の廃止)</p> <p>2 川崎市立図書館規則(昭和56年川崎市教育委員会規則第3号)は、廃止する。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(宅配による貸出しの試行的実施)</u></p> <p>3 図書館は、令和3年度において、宅配による貸出しを試行的に実施するものとする。この場合におけるこの規則の適用については、第9条ただし書中「身体障害者等」とあるのは「教育長が別に定める者」と、第10条中「身体障害者等宅配貸出し」とあるのは「試行的な宅配による貸出し」と、「5点以内」とあるのは「10点以内」とする。</p>	<p>(新設)</p>